◇法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（財務省）

1　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、通算法人及び他の通算法人の基準事業年度がない場合におけるその通算法人の基準年度比合算売上金額減少割合について定めることとするほか、所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）による改正後の租税特別措置法施行令第二七条の四関係）

2　法人税の額から控除される特別控除額の特例について、一定の特定税額控除規定の適用ができないこととされる要件に該当する場合から除かれる通算法人及び他の通算法人の事業年度の所得の金額の合計額がその通算法人及び他の通算法人の前事業年度の所得の金額の合計額以下である場合、その所得の金額の算定の方法等について定めることとした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）による改正後の租税特別措置法施行令第二七条の一三関係）

3　認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例について、認定事業適応法人の適用事業年度における超過控除対象額の計算における投資の額から控除する過去通算適用事業年度における特定超過控除対象額と非特定超過控除対象額のうちその認定事業適応法人の投資の額に対応する部分の金額との合計額に相当する金額の計算、特例一〇年内事業年度に係る対応事業年度が二以上ある場合における損金算入欠損金額の計算の細目等を定めることとした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）による改正後の租税特別措置法施行令第三九条の二三の二関係）

4　適用期限が延長された租税特別措置等について連結納税制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとした。

5　この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一三一号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　災害その他やむを得ない理由による申請等の期限の延長の方式を規定するとともに、手数料の還付等について所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第一条の四及び関税関係手数料令第一三条の二～第一三条の四等関係）

㈡　電子帳簿等保存制度に関し、過少申告加算税の軽減措置を適用しない部分及び重加算税の加重措置を適用しない部分の税額の計算方法等を規定することとする。（関税法施行令第四条の一二、第九条の二、第九条の五、第五九条の一二及び第八三条等関係）

㈢　関税のキャッシュレス納付に関し、納付受託者の指定要件及び納付受託者の納付に係る納付期日等を規定することとする。（関税法施行令第七条の三及び第七条の四等関係）

㈣　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）

㈤　特恵関税制度に関し、特恵関税の便益を与えない期間について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

㈥　関税定率法別表及び関税暫定措置法別表第一等に関し、品目分類の改正に伴う規定の整備を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第三八条等関係）

2　関税割当制度の適用を受ける物品につき令和三年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

3　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務を追加することとした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条及び別表関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一三二号）（国土交通省）

一　踏切道改良促進法施行令の一部改正関係

1　改良すべき踏切道の指定に係る道路管理者（以下「踏切道道路管理者」という。）が踏切道密接関連道路の道路管理者（以下「密接関連道路管理者」という。）に代わって特定道路改良を行う場合に代行する密接関連道路管理者の権限、当該権限のうち踏切道道路管理者が代行に当たって密接関連道路管理者に通知をすべきもの等について定めることとした。（第一条関係）

2　災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために保安設備を整備する鉄道事業者に対する補助について、補助の対象とする鉄道事業者の要件、補助を行う都道府県又は市町村及び補助の限度を定めることとした。（第二条～第四条関係）

二　道路法施行令の一部改正関係

道道又は道の区域内の市町村道について、踏切道の改良のために必要な道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅その他の改築に関する国の補助の割合の特例を定めることとした。（第三四条の二の三第一項第三号イ関係）

三　道路整備特別措置法施行令の一部改正関係

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等が行う道路の管理についての道路法の規定の適用について、技術的読替えを定めることとした。（第一五条関係）

四　高速自動車国道法施行令の一部改正関係

高速自動車国道法第二五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第一二条関係）

五　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

一般国道又は都府県道若しくは市町村道（道の区域内のものを除く。）について、踏切道の改良のために必要な道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅その他の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例を定めることとした。（第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イ関係）

六　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正関係

管理有料高速道路に係る道路整備特別措置法等の規定の適用について、技術的読替えを定めることとした。（第六条関係）

七　国土交通省組織令の一部改正関係

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路局道路交通管理課が所掌する事務として改良すべき踏切道及び災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定等に関する事務を追加することとした。（第一〇八条関係）

八　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令（政令第一三三号）（文部科学省）

1　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における学級編制の標準に関する経過措置として、令和三年度における一学級の児童の数の標準を四〇人とする学年は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第三学年から第六学年までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（農林水産省）

1　林業・木材産業改善資金の償還期間の特例

特定植栽事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金について、その償還期間を一二年以内とすることとした。（第四条関係）

2　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。
